

新型コロナウイルスに関する「帰国者・接触者相談センター」の設置について

新型コロナウイルスへの感染が疑われる方からの相談を通じ、国が示した「疑い例」（下記5参照）に適合した市民の方に速やかに帰国者・接触者外来（医療機関）を受診してもらえるよう「帰国者・接触者相談センター」を設置しますのでお知らせします。

1 概要

「疑い例」に適合する可能性のある市民の方から「帰国者・接触者相談センター」に電話相談を受け、聞き取り状況により、速やかに「帰国者・接触者外来（医療機関）」を受診してもらえるよう受診調整等を行うもの

2 設置場所 保健所内

3 設置日 令和2年2月10日（月）

4 相談時間及び連絡先

<平日>

午前8時30分から午後5時15分
042-769-9237(直通)

<休日・夜間>

市役所代表番号(042-754-1111)経由により、保健所職員が対応します。

5 新型コロナウイルス感染症の「疑い例」(令和2年2月3日現在)

次の(1)及び(2)を満たすもの

(1) 発熱(37.5度以上)かつ呼吸器症状を有している。

(2) 発症から2週間以内に、(ア) (イ)のいずれかを満たす。

(ア) 中華人民共和国武漢市を含む湖北省への渡航歴がある。

(イ) 「中華人民共和国武漢市を含む湖北省への渡航歴がある人」との接触歴がある。

問合せ先

地域保健課（相談センターの設置に関すること）

042-769-9241

重田、本橋

疾病対策課（上記以外の新型コロナウイルス感染症に関すること）

042-769-8260

八鍬（やくわ）、椎橋